



國 土 交 通 省

水沢高等職業訓練校普通課程建築施工系木造建築科修了者に
1級技術検定の受検資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令第27条の5第1項第4号の規定により、同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認める。

記

受検しようとする種目が1級建築施工管理であって、水沢高等職業訓練校普通課程建築施工系木造建築科の課程を修了した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む5年以上の実務経験を有する者

平成29年12月21日

国土交通大臣 石井 啓一

